

【1. 25運営委員会 別紙3】

「高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の2045年4月25日の搬出期限を守らせる」国等との国会議員、市民ヒヤリング集会開催要項（案）

1、主旨

六ヶ所村に、1995年4月26日（平成7年）に貯蔵期間を30年から50年間の約束で、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）が搬入された。

しかし、搬出約束の期限まで残り20年となったにもかかわらず、最終処分地も決まらず、貯蔵期間が延長され、実質最終処分地されるのではとの不安と苦悩が続き本県のイメージダウンが懸念される。

福島原発事故で発生した除染土を中間貯蔵している福島県内から、県外の最終処分場に2045年3月までに搬出すると規定している法律に基づいて、国は昨年12月に首相を除く全閣僚で構成する会議でロードマップ（工程表）を今年夏までに策定することを決定した。

福島県も青森県も残り20年しかないのは同じでありながら、国の対応が全く違うのは容認できない。

福島県同様に、国が全面的に取り組み、搬出期限の約束を守らせるため、国関係省庁等のヒヤリングを開催する。

（六ヶ所村の一時貯蔵の立法措置については、県民の会の前身である、条例制定を求める県民の会も含めて、4度にわたって知事に対する公開質問状で要請してきたが、県は国に求めようとせず、国も応じていない）

2、主催

核のゴミから未来を守る青森県民の会

3、時期

2025年4月～6月

（6月に脱原発政策実現全国ネットワークが集会を国会内で予定）

4、会場

衆参議員会館（東京都）

5、参加者

- ① 主旨に賛同する国会議員
- ② 主旨に賛同する団体、個人（県内外を含む）
- ③ 県民の会会員

6、国、事業者等出席者（交渉）

資源エネルギー庁・原子力規制庁・電事連・日本原燃 など

7、国会議員（交渉者）

できるだけ多くの議員に呼び掛ける

福島みずほ（澤井） ますた世喜男（古村・今村） 佐原若子（澤井・伊藤）
岡田華子（古村・鶴賀谷） 逢坂誠二（浅石・古村） 巽（吉俣）
山崎 誠（澤井）

8、テーマ

- (1) 2045年4月25日の搬出期限の順守
- (2) 2045年4月25日までに搬出する具体的明確なロードマップ（工程表）の策定及び国、電事連、日本原燃等の責任の明確化。
- (3) 第7次エネルギー基本計画における高レベル放射性廃棄物搬出の位置づけ

9、想定質問

- ①（前提）1944年12月（平成6年）に青森県と日本原燃で締結された安全協定で一時管理期間を30年から50年間として根拠は、これ間に最終処分場を建設し、操業可能との国の計画があったからで、現時点では不可能であり、その責任は国にある。
（問）国と電事連は2045年4月25日までに、搬出する場所は最終処分場が可能と考えているのか、それともそれ以外の場所と考えているのか、具体的にその場所の根拠及びスケジュールと国、電事連の役割、責任について伺う。
（参）① 最終処分場操業を2030年代から2040年代半ばと、平成6年6月の原子力長期計画、2000年10月（平成12年）の最終処分計画及び、2005年10月（平成17年）の原子力政策大綱に記されている。
（参）② 県民の会公開質問2024年11月25日知事回答の(3)高レベル（問）①～④
- ②（前提）昨年2024年12月24日に開催された核燃料サイクル協議会で、国は「貯蔵期間の約束が残り20年となることを認識しており、事業者がこの約束を順守するよう指導する」と述べている。そこで国に伺う。
（問）残り20年の認識の真意及びこれに依って、国として、これまでと異なった新しい対策を行うのか伺う。
（問）事業者の指導では、国の責任を果たしたことになるが、何をどう指導するのか伺う。
（問）国の責任は、事業者に対する指導でなく、最終処分場以外の搬出先の確保と考えるが、国の見解と対応を伺う。
（問）電事連にも同様に伺う。
- ③（前提）最終処分場以外の搬出先の確保については、相手方の了解、輸送、搬出先施設の安全確保等多くの課題があり、時間を要する。

(問) 国は、それらの課題を明示し、福島県のようにロードマップ(工程表)を策定すべきと考えるかどうか。

(問) 電事連の見解についても伺う。

④(前提)ロードマップ(工程表)が示されなければ青森県民は安心できず、又搬出先の了解を得るにも必要である。

(問) 国の見解を伺う。

⑤(前提)選出先を確保できなければ、六ヶ所での管理期間を延長することになり、青森県民は容認できない。

(問) 国は延長を認めるのか、認めないのであれば、2045年4月25日までに搬出する具体的な対策を示していただきたい。

(問) 電事連にも同様に伺う。

⑥(前提)第7次エネルギー基本計画には、最終処分に向けた取組の抜本強化に関する記述はあるが、六ヶ所村の一時貯蔵施設からの搬出期限の順守及び、1994年(平成6年)の原子力長計と2008年(平成20年)の最終処分計画に明示された最終処分場操業開始時期が記述されていないのは容認できない。

(問) 搬出期限及び、最終処分場操業開始時期を記述しなかったのはいずれの時期も順守できないと国は考えているからと推測するが、その理由を伺う。

⑦(前提)搬出期限の順守は、国のこれまでの原子力施設の安全確保やプルトニウム利用等の原子力中、長期計画の重要な施策が実現していない経緯を踏まえれば、今後の原子力政策を進める上で基本的最小限の国、事業者の責任である。

(問) 搬出期限を守れず、最終処分地の確保や六ヶ所再処理工場の長期的安定的安全利用、MOX燃料加工場の操業、海外返還廃棄物の搬入、福島県との県外搬出の約束、各原子力施設の安全性確保等の施策が可能と考えているのか伺う。

⑧(前提)第7次エネルギー基本計画に第6次計画になかった「バックエンドプロセスの加速化」「六ヶ所再処理工場の竣工等のバックエンド問題の進展」との記述がある。

(問) この内容及び記述した理由について伺う。

(問) このような記述があるにもかかわらず、今後の予定されている海外返還放射性廃棄物一時貯蔵計画及び六ヶ所再処理工場から発生する放射性廃棄物発生見込量等の放射性廃棄物の全体像を明示しなければ国民は理解できず、明示しない理由を伺う。

10、進め方

澤井さんを通して、日時、会場、国、事業者との交渉の相談

11、交通費

県民の会から、新幹線交通費補助 (1団体1名に、いくらか補助できないか)